



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*2 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

○ 告示

- 143 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)..... 3
- 144 特定農業用ため池の指定の解除 ( " )..... 3
- 145 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 3
- 146 " ( " )..... 4
- 147 " ( " )..... 4
- 148 保安林の指定施業要件の変更 ( " )..... 5
- 149 道路の区域変更 (道路保全課)..... 5
- 150 道路の供用開始 ( " )..... 6
- 151 道路の区域変更 ( " )..... 6
- 152 令和6年度和歌山県立学校校内無線ネットワーク通信機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)..... 6
- 153 令和6年度和歌山県次期教育サーバ設計支援業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )..... 9

○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課)..... 11
- " (教育委員会)..... 14
- " ( " )..... 17

## 規 則

### 和歌山県規則第2号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(証紙による収入の方法により行う手数料等の徴収の手続等) 第3条 略 2 前条第2項の規定により使用料及び手数料の徴収について証紙による収入の方法によらない場合は、前項の申請書等にその旨を明記しなければならない。	(証紙による収入の方法により行う手数料等の徴収の手続等) 第3条 略 2 前条第2項の規定により使用料及び手数料の徴収について証紙による収入の方法によらない場合は、前項の申請書等には「現金徴収」の印を押さなければならない。
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)に基づく次に掲げる手数料

- 1・2 略
- 3 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務に係る手数料のうち次に掲げる事務に係るもの
- (1) 法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査
- (2) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。)第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付
- (3) 政令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付
- 4 交通センター、田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターが行う道路交通法(昭和35年法律第105号)の施行に関する事務に係る手数料のうち運転免許関係事務、放置車両確認関係事務及び特定自動運行許可等関係事務に係るもの(納入者が現金による納付を希望する場合又は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の5第1項の規定により納付する場合に限る。)
- 5～7 略
- 8・9 略
- 10 防犯・交通関係事務に係る手数料のうち道路交通法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務に係るもので次に掲げる事務に係るもの
- (1)・(2) 略
- 11 交通センター、田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターが行う防犯・交通関係事務に係る手数料のうち道路交通法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務に係るもので次に掲げる事務に係るもの(納入者が現金による納付を希望する場合又は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の5第1項の規定により納付する場合に限る。)
- (1) 法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の新規交付
- (2) 法第104条の4第7項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付
- (3) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習であつて、普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対して行うもの
- (4) 認知機能検査員講習
- 12・13 略
- 14 交通センターが行う和歌山県使用料及び手

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)に基づく次に掲げる手数料

- 1・2 略
- 3～5 略
- 6 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務に係る手数料のうち次に掲げる事務に係るもの
- (1) 法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査
- (2) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。)第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付
- (3) 政令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付
- 7・8 略
- 9 防犯・交通関係事務に係る手数料のうち道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務に係るもので次に掲げる事務に係るもの
- (1)・(2) 略
- 10・11 略

数料条例別表第3第20項に規定する各種証明関係事務に係る手数料（納入者が現金による納付を希望する場合又は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が同法第231条の2の5第1項の規定により納付する場合に限る。）

## 附 則

この規則は、令和6年2月19日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業池ノ谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和6年2月19日から同年3月18日まで

## 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

## 和歌山県告示第144号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	解除年月日
神出池	有田郡有田川町大字沼字神出649-1	令和6年2月16日

## 和歌山県告示第145号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第146号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西牟婁郡すさみ町(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第147号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第148号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

橋本市向副字田中台407番1地先から同市向副字東垣内315番1地先まで	旧	3.50 } 13.02	307.03	
同上	新	7.18 } 30.94	305.43	

**和歌山県告示第150号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市向副字田中台407番1地先から同市向副字東垣内315番1地先まで

供用開始の期日 令和6年2月16日

**和歌山県告示第151号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡美浜町大字吉原字大松原958番269地内	旧	10.68 } 14.85	168.20	
同上	新	11.17 } 18.65	168.20	

**和歌山県告示第152号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和6年度和歌山県立学校校内無線ネットワーク通信機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 業務の名称

令和6年度和歌山県立学校校内無線ネットワーク通信機器等賃貸借業務

## (2) 業務の内容

仕様書による。

## (3) 業務の期間

契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和6年2月16日（金）現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であつて、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

(9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びコの書類については代表者が、ケの書類については2の(9)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからクまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアムとして申請する場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム））

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

カ 役員調書

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合。コンソーシアムにあっては、委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者））

ケ 2の(9)の要件を満たすことを証する契約書その他書類の写し

コ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のウからキまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年2月16日（金）から同月29日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年2月16日（金）午前9時から同月29日（木）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年2月16日（金）から同年3月5日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあっては、令和6年3月4日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648



ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001006@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和6年3月26日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者のみに通知する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第153号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和6年度和歌山県次期教育サーバ設計支援業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
令和6年度和歌山県次期教育サーバ設計支援業務
- (2) 業務の内容  
仕様書による。
- (3) 業務の期間  
契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和6年2月16日（金）現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、各構成員が次に掲げる（1）から（8）までの要件を満たしている者であって、かつ、各構成員のうちいずれかの者が（9）及び（10）の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
- エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

(9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

(10) 仕様書に定める要員要件を満たすプロジェクトマネージャーを配置することができる者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びコの書類については代表者が、ケの書類については2の(9)及び(10)の要件を満たす構成員が提出するものとし、イからクまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアムとして申請する場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム））

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近1事業年度分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

カ 役員調書

キ 誓約書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合。コンソーシアムにあっては、委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者））

ケ 2の(9)及び(10)の要件を満たすことを証する契約書その他書類の写し

コ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムとして申請する場合）

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のウからキまでに掲げる申請書類に代えることができる。
  - (3) (1)のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年2月16日（金）から同月29日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
  - (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年2月16日（金）午前9時から同月29日（木）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 令和6年2月16日（金）から同年3月5日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあつては、令和6年3月4日（月）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山県教育庁教育総務局総務課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階  
郵便番号 640-8262  
電話番号 073-441-3648  
ファクシミリ番号 073-432-4517  
電子メールアドレス e5001006@pref.wakayama.lg.jp
- 6 資格審査の結果の通知
- 資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和6年3月26日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者のみに通知する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
  - (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
  - (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
  - (4) 説明を求めた者に対する回答については、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
  - (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 公 告

### 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達年度及び調達案件番号

令和6年度 調達案件番号20240000001号

## (2) 調達案件名

和歌山県広報紙「県民の友」印刷

## (3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式

## (4) 調達物品の特質等

仕様書による。

## (5) 納入期限

仕様書による。

## (6) 納入場所

仕様書による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）18物品調達（小分類）4印刷」に記載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、個別入札公告により必要な申請を行うこと。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

## (2) 期間

令和6年2月16日（金）から同年3月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

## 4 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

## 5 一般競争入札の期間及び開札場所等

## (1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

## ア 入札期間

令和6年3月21日（木）午前9時から同月22日（金）午前9時30分まで

## イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

## ウ 開札日時

令和6年3月22日（金）午前9時30分

## (2) 郵便による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和6年3月21日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

## 6 入札方法

入札者は、調達物品の1部当たりの金額を入札書に記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。以下「予定単価」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定単価の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

## 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、予定単価に年間予定部数を乗じて得た金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとする。
- (2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し行うくじにより落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (5) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

## イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否  
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。
- (6) この一般競争入札は、令和6年2月和歌山県議会定例会において、令和6年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
“Kenmin no Tomo” Printing : 1 Unit
- (2) Time limit for tender :  
9:30 a.m. 22 March 2024 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 21 March 2024)
- (3) Contact point for the notice :  
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2292  
FAX 073-441-2288

---

**入札公告**

令和6年度和歌山県立学校校内無線ネットワーク通信機器等賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
令和6年度から令和11年度まで
- (2) 業務の名称  
令和6年度和歌山県立学校校内無線ネットワーク通信機器等賃貸借業務
- (3) 業務の内容  
仕様書による。
- (4) 業務の期間  
契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和6年和歌山県告示第152号に規定する令和6年度和歌山県立学校校内無線ネットワーク通信機器等賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

(2) 期間

令和6年2月16日（金）から同月29日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書に対して質問がある者は、令和6年2月16日（金）午前9時から同月29日（木）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階 教育委員会室

イ 入札日時

令和6年3月27日（水）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和6年3月25日（月）午後5時30分までに和歌山県教育庁教育総務局総務課へ必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648



ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001006@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この一般競争入札は、令和6年2月和歌山県議会定例会において、令和6年度和歌山県一般会計当初予算案その他関連議案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
Lease of wireless network communication equipment for Wakayama Prefectural Schools
- (2) Time limit for tender :  
2:00 p.m. 27 March 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:30 p.m. 25 March 2024)
- (3) Contact point for the notice :  
General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,  
1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan  
TEL 073-441-3648  
FAX 073-432-4517  
e-mail e5001006@pref.wakayama.lg.jp

### 入札公告

令和6年度和歌山県次期教育サーバ設計支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年2月16日

和歌山県知事 岸本周平

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度  
令和6年度
- (2) 業務の名称  
令和6年度和歌山県次期教育サーバ設計支援業務
- (3) 業務の内容  
仕様書による。
- (4) 業務の期間  
契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和6年和歌山県告示第153号に規定する令和6年度和歌山県次期教育サーバ設計支援業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階  
和歌山県教育庁教育総務局総務課
- (2) 期間

令和6年2月16日（金）から同月29日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

#### 4 入札説明書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所  
3の(1)に同じ。
- (2) 期間  
3の(2)に同じ。
- (3) 交付された入札説明書に対して質問がある者は、令和6年2月16日（金）午前9時から同月29日（木）午後5時30分までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 5 入札執行の場所及び日時等

- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
  - ア 入札場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館6階 教育委員会室
  - イ 入札日時  
令和6年3月27日（水）午後4時
  - ウ 開札場所  
アに同じ。
  - エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和6年3月25日（月）午後5時30分までに和歌山県教育庁教育総務局総務課へ必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合は、構成員のうち代表者又は代表者から委

任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

##### イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001006@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この一般競争入札は、令和6年2月和歌山県議会定例会において、令和6年度和歌山県一般会計当初予算案その他関連議案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Support for making Next Educational Server Design of Wakayama Prefecture

- (2) Time limit for tender :

4:00 p.m. 27 March 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:30 p.m. 25 March 2024)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3648

FAX 073-432-4517

e-mail e5001006@pref.wakayama.lg.jp